

「販売業者等」に係るガイドラインの考え方（案）

1 基本的な考え方

- 本法における「販売業者等」は、原則として、①営利の意思、②取引の反復継続性について、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断すべきではないか。

- 判断の際の基準として、以下の理由から、画一的・定量的なものを定めるのは困難なのではないか。
 - ・取引デジタルプラットフォーム及び当該プラットフォーム上で取引を行う「販売業者等」について、事業規模や業態、さらには取り扱う商品・サービスも千差万別であること
 - ・このため、現時点で、売上や個数に関する画一的・定量的な基準を設けるのは困難であること
 - ・潜脱防止の観点等からも画一的・定量的な基準を示すのは適切ではないこと

- ①「営利の意思」、②「取引の反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例を示すことで、予測可能性の一定の向上が見込めるのではないか。

2 考慮要素及び具体例について

- 「商品・役務そのものに着目した考慮要素」と「販売・役務提供の方法や付随事項に着目した考慮要素」に分けて考えてはどうか。

- 商品・役務そのものに着目した考慮要素について
 - ・例えば、情報商材のように「販売業者等」による販売・提供が前提と考えられる商品・役務については、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。
 - ・いわゆる「新品」の商品を相当数販売している場合には、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。他方で、私的に使用し不要となったものを販売している場合や、中元、歳暮、引出物等で自己が受け取った贈答品が不要であるために販売している場合等は配慮が必要ではないか。
 - ・相当数のブランド品、健康食品、チケット等といった特定の商品等のカテゴリーの販売又は役務提供している場合には、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。

- 販売・役務提供の方法や付随事項に着目した考慮要素について

- ・ メーカー、型番等が全く同一の商品を複数出品している場合には、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。
 - ・ 資格や登録、免許、許可等を前提とした商品販売・役務提供をしている場合には、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。
 - ・ 評価やレビュー等のいわゆる「口コミ」が一定期間内に継続的に相当数ある場合には、「販売業者等」への該当性を推認させるのではないか。他方で、単純に長期間にわたって取引デジタルプラットフォームを利用している場合には配慮が必要ではないか。
 - ・ 引越しや遺品整理等を理由として一時的に大量の商品が出品された場合等は配慮が必要ではないか。
- 安全性が求められる商品について本法第4条の利用の停止等に係る要請によって消費生活の安全を確保する必要があるような場合には、営利の意思が必ずしも明らかでないような場合であっても「販売業者等」に該当すると判断される場合があるのではないか。
- そのほかに考慮すべき要素や規定すべき具体例はあるか。

3 判断の基準時について

本法第5条の販売業者等情報の開示請求における「販売業者等」の判断基準時は、原則として取引デジタルプラットフォームを利用した取引時とするのが妥当ではないか。

4 その他の留意点

- 「販売業者等」の判断時には、以下の点にも留意すべきではないか。
- ・ 他法令における事業者等は、本法においても原則「販売業者等」に該当すると考えるべきではないか。
 - ・ 取引デジタルプラットフォーム以外の場で販売を業として営む者は、取引デジタルプラットフォームにおいても原則「販売業者等」に該当するのではないか。
 - ・ 複数の取引デジタルプラットフォームにおいて取引を行っている者については、他の取引デジタルプラットフォームにおける事情も、把握できる限りで考慮してはどうか。